

## 譲渡担保契約書

(以下甲という。)と (以下乙という。)とは、別紙記載の乙所有の不動産(以下単に本件不動産という。)の譲渡担保につき、次のとおり契約する。

第1条(目的) 乙は本件不動産を平成 年 月 日付金銭消費貸借契約に基づく債務(債務者・ )の担保の目的で、甲に売渡すものとする。  
売買代金は、金 円也とする。  
乙は、平成 年 月 日限り、本件不動産について、前項金額受領と引替えに、甲のために所有権移転登記手続をなすものとする。

第2条(買戻) 乙は、平成 年 月 日までの間、何時にでも金 円  
及び決済時における残高の %の解約手数料の合計を甲に提供し、本件不動産を買戻すことができる。  
乙は甲に対し金利として平成 年 月から平成 年 月まで毎月末日限り金 円を振り込みの方法により甲に支払うものとする。  
(償還表は別紙のとおり)

第3条(物件の保持) 乙は、本件不動産を使用収益することができる。但し、前条に定める買戻を行うまでの間は、乙は、本件不動産の現状を変更してはならず、又甲に無断で、本件不動産を第三者に使用させ又は賃貸してはならない。

第4条(期限の利益喪失) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産の宣告を受けたときは、乙はその日限り、第2条に定める買戻権を失うものとする。

第5条(精算) 乙が、第2条に定める期限までに本件不動産を買戻すことができず、又は、前条の規定により期限の利益を失ったときには、本件不動産の所有権は、甲に確定的に帰属するものとする。

第6条(その他) その他問題が生じたときは、甲乙協議して解決する。

上記の通り契約したので、本書 2 通を作成し。甲乙各記名押印の上各 1 通これを保有する。

平成 年 月 日

甲

乙